

許可通知書は副本の頭紙です。

記述内容は正本の許可申請書と相違のないようお願いします。

横浜市

指令第

号

年

月

日

開発行為の許可通知書

住所 横浜市中区港町1-1

氏名 ■■株式会社 代表取締役 横浜太郎

様

横浜市長

印

年 月 日に申請のありました開発行為（受付番号第

号）の施行については、次

の条件を付けて許可しましたので、都市計画法第35条第2項の規定により通知します。

| 条件 | 別紙のとおり |
|--|---|
| 1 開発区域に含まれる地域の名称 | 横浜市 ◇◇ 区 ●●四丁目 1233-3、-4 |
| 2 開発区域の面積 | 2,856.23 m ² |
| 3 予定建築物等の用途 | 戸建住宅 ○戸 |
| 4 許可申請者住所氏名 | 住所 横浜市中区港町1-1 氏名 ■■株式会社 代表取締役 横浜太郎 |
| 5 工事施行者住所氏名 | 住所 横浜市△区○○町二丁目3番4 氏名 ○○株式会社 代表取締役 ○ 申告番号がある場合は記載。 |
| 6 予定年月日もしくは()内のどちらかに記入してください。 | 住所 横浜市△区○○町三丁目4番5号 氏名 ○○株式会社 横浜 花子 (申告番号 △△) |
| 7 工事着手予定年月日 | 年 月 日(許可の日から14日以内) |
| 8 工事完了予定年月日 | 年 月 日(許可の日から4箇月以内) |
| 9 自己の居住の用に供するもの 自己の業務の用に供するもの その他のものの別 | その他 |
| 10 法第34条の該当する号 及び該当する理由 | |
| 11 その他必要な事項 | 農地転用を行うため、農業委員会に届出中。 |

(備考)

1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、横浜市開発審査会に対して審査請求をすることができます。

なお、その理由が鉱業、採石業又は砂利採取業との調整に関するものであるときは、公害等調整委員会に裁定の申請をすることができます。この場合は、行政不服審査法による不服申立てをすることができません。

2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、横浜市（代表者 横浜市長）を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

3 上記1及び2の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。